

京都大学防災研究所自然災害研究協議会申合せ

第1条 この申合せは、京都大学防災研究所自然災害研究協議会（以下「協議会」という。）規程（以下「規程」という。）第3条第2項、第4条第4項及び第9条の規定に基づき、協議会の運営等に関して必要な事項を定めるものとする。

第2条 規程第3条の地区部会は、次の8地区部会とする。

- (1) 北海道
- (2) 東北 東北地方の各県
- (3) 関東 関東地方の各都県
- (4) 中部 東海（三重県を含む。）、北陸及び甲信地方の各県
- (5) 近畿 近畿地方（三重県を除く。）の各府県
- (6) 中国 中国地方の各県
- (7) 四国 四国地方の各県
- (8) 西部 九州地方及び沖縄の各県

第3条 規程第4条の委員は次のとおりとし、所長は当該各号に定める機関等の推薦等に基づき委員を委嘱するものとする。委員の任期は、原則、継続して4年を上限とする。

- (1) 大学の災害関連の主要な研究所及びセンターの代表 5名
東京大学地震研究所、京都大学防災研究所（以下「防災研究所」という。）、新潟大学災害・復興科学研究所、神戸大学都市安全研究センター及び東北大学災害科学国際研究所の推薦
- (2) 各地区部会の代表 8名
各地区部会の推薦
- (3) 協議会の特定事項担当委員 8名
総務担当委員 (1名) 防災研究所の推薦
突発災害担当委員 (2名) 防災研究所及び協議会の推薦 各1名
企画調査担当委員 (2名) 防災研究所及び協議会の推薦 各1名
広報担当委員 (1名) 協議会の推薦
国際連携担当委員 (2名) 防災研究所及び協議会の推薦 各1名
- (4) 防災関連専門分野の研究者 若干名
協議会の推薦
- (5) 協議会が必要と認める大学以外の研究機関の代表 若干名
当該研究機関の推薦
- (6) その他協議会が必要と認める者

第4条 協議会が他団体より行事の共催、協賛又は後援の依頼を受けた時は、議長および総務担当委員が委員全員に意見照会した上で、その諾否を決定するものとする。

第5条 この申し合わせの改廃は、協議会の議を得るものとする。

附 記

この申合せは、平成13年4月1日から実施する。

附 記

この申合せは、平成18年10月27日から実施し、平成18年4月1日から適用する。

附 記

この申合せは、平成25年4月12日から実施し、平成25年4月1日から適用する。

附 記

この申合せは、平成26年4月1日から実施する。

附 記

この申合せは、平成27年10月6日から実施する。

附 記

この申合せは、令和元年6月10日から実施する。

附 記

この申合せは、令和5年4月1日から実施する。